

(3) バス車内における車いすの固定に関する動画を国土交通省ホームページに掲載しました

(配信日 : R3. 6. 25)

「バス車内における車いすの固定について(動画)」を作成し、国土交通省ホームページに掲載いたしました。

これは、「路線バスに係る車いす事故対策検討会」報告書(R2. 12)における車いす事故防止対策の一環として、(公社)日本バス協会、バス事業者、障害当事者団体、(公財)交通エコロジー・モビリティ財団及び(一社)日本車椅子シーティング協会のご協力の下、作成したものです。

バス事業者における車いす固定の習熟やより円滑な固定の実施に向けた研修等に当動画を積極的に取り入れ、運転者への教育・研修の充実を図っていただくなど、幅広い活用にご協力方よろしくお願いいたします。

※詳細については、下記リンク先をご覧ください。

→

<https://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/03incaraccident/wheelchairfixing.html>

(4) 貸切バス事業者を対象とした街頭指導の全国一斉実施について

(配信日 : R3. 6. 18)

貸切バス事業は、新型コロナウイルス感染症の影響拡大により著しく需要が減少しておりますが、今後、観光需要も徐々に回復していくことが予想されるため、本年6月から7月にかけて、貸切バスの街頭指導を全国一斉に実施します。街頭指導を通じて、安全運行の徹底など、輸送の安全確保を図ります。

【街頭指導の概要】

- ① 実施時期 : 6月21日(月)～7月31日(土)
- ② 実施場所 : 観光施設(駐車場)、高速道路SA、主要駅、空港など

※詳細については、下記リンク先をご覧ください。

→ https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha02_hh_000457.html

(5) 新型コロナワクチンの接種に係る留意事項について

(配信日 : R3. 5. 28)

現在、全国の自治体において、新型コロナワクチンの接種が進められていると

ころですが、ワクチン接種に係る各種情報は、厚生労働省のホームページに掲載されております。

事業者や運転者の皆様にご留意いただきたい事項を以下にまとめましたので、接種に当たっての参考としていただくようお願いいたします。

1. ワクチン接種の副反応について正しい知識を持った上で、接種に臨むこと。

・厚生労働省 新型コロナワクチン トップページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine_00184.html

・厚生労働省 新型コロナワクチンQ & A

<https://www.cov19-vaccine.mhlw.go.jp/qa/>

2. 接種後の自動車の運転が制限されるわけではないが、接種後1～2日の間は、発熱等の体調変化に注意するとともに、点呼時にも入念に体調確認を行うこと。

3. 接種後、運転中に体調の異変を感じた場合には、無理に運行を継続するのではなく、速やかに営業所に連絡する等の指導を徹底するとともに、営業所において運行中止等の判断・指示を適切に実施するための体制を確保すること。

4. その他、かかりつけ医や産業医にも相談し、健康管理に留意すること。

(6) 路線バスにおける飛沫感染リスク評価と対策について（理化学研究所）

（配信日：R3.3.5）

理化学研究所は3月4日にホームページ上において、路線バスの換気シミュレーション結果を発表しました。

シミュレーションの結果から、

①路線バスの換気性能は高い（窓を閉めていても約3.5分、窓を5cm開けると約2.5分で換気。エアコンフィルタの能力向上により、窓開けしなくても約2分で換気可能。）

②運転者・乗客のマスクの着用の効果は極めて大きい。

ことが分かりました。

エアコンの防塵フィルタをエアロゾルフィルタに交換することで、真冬や真夏など窓を開けづらい季節でも窓開けと同じような換気ができることとなります。

※詳細については、下記リンク先をご覧ください。

配信登録を解除する場合は、以下のアドレスで登録解除することができます。

(<https://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/anzenplan2009/stop.html>)

【参考】

* 自動車局ホームページ

(<https://www.mlit.go.jp/jidosha/index.html>)

* 自動車の不具合情報はこちら

最近、自動車に乗っていたら異常発生、なんてことはありませんでしたか。そんな時は、車検証を用意して、国土交通省「自動車不具合情報ホットライン」に連絡です。皆様の声は、車種ごとに、ホームページ上で公開され、メーカーがきちんとリコールをしたり、メーカーのリコール隠しを防ぐために活用されます。

・ ホームページ受付

(<https://www.mlit.go.jp/jidosha/carinf/rcl/hotline.html>)

・ フリーダイヤル 0120-744-960 (年中無休・24時間)

(オペレータ受付時間 平日9:30~12:00 13:00~17:30)

* 自動車のリコール等の通知等があったときは！

使用されている自動車について、自動車ディーラーなどから、リコール又は改善対策の通知が送付されたり、その対象であることが新聞等で公表されたときは、安全・環境への影響から、その自動車の修理を行うことが必要になったということです。道路運送車両法により、自動車ユーザーは、自分の自動車が保安基準に適合するよう点検・整備する義務がありますので、忘れずに修理を受けましょう。

